

京都大学複合原子力科学研究所共同利用研究旅費支給基準

(令和8年1月13日共同利用研究委員会決定)

1. 委員会

交通費	}	国立大学法人京都大学旅費規則に基づく額
日当		
宿泊費		

2. 共同利用、専門研究会及びワークショップ

交通費 : 国立大学法人京都大学旅費規則に基づく額

日当 : 1日 1,000円

宿泊費 : 1泊 10,000円

3. 国際共同研究

交通費	}	国立大学法人京都大学旅費規則に基づく額
日当		
宿泊費		

4. 長期研究員

交通費 : 上記2に同じ

滞在費 : 1日につき1,900円以内

5. 前各号の基準によりがたいときは、別に所長が定める。

附則

1 この基準は令和8年4月1日から実施する。